

# 信託会社の設立手続き ( 詳細版 )

制度調査部  
中田 綾

## 信託業法の改正

### 【要約】

2004年11月26日、信託業法が第161回国会で可決・成立した。それを受けて、金融庁より「信託業法施行令(案)」「信託業法施行規則(案)」及び「信託会社等に関する統合的な監督指針(案)」等が公表された。

パブリックコメントの募集後、2004年12月27日に「信託業法の施行日を定める政令」及び「信託業法施行令」が公布され、信託業法は2004年12月30日に施行されることが決まった。

本稿では、信託会社の設立に関して、信託業法では明らかにされていなかった手続きの詳細をとりまとめる。

### はじめに

2004年11月26日に、「信託業法案」が第161回国会で可決・成立し、12月3日に公布された。また、2004年12月3日には「信託業法令(案)」及び「信託業法施行規則(案)」が、12月9日には「信託会社等に関する統合的な監督指針(案)」が金融庁より公表された。

パブリックコメントの募集後、2004年12月27日に「信託業法の施行日を定める政令」及び「信託業法施行令」が公布され、信託業法は2004年12月30日に施行される。

本稿では、信託業法施行令及び公表された省令案・事務ガイドライン案を併せて、「信託会社の設立手続き」を詳細に紹介する。

### 運用型信託会社

#### 1. 運用型信託会社<sup>(注)</sup>の免許申請書類(信託業法4条)

信託会社の免許を受ける場合は、申請書(様式は施行規則別紙様式第1号) 添付書類(次の1～15) その写し(1通)を、管轄する財務局長を経由して内閣総理大臣に提出する。

1. 定款
2. 会社登記簿の謄本
3. 業務方法書
4. 貸借対照表
5. 収支の見込みを記載した書類
6. 純資産額及びその算出根拠を記載した書面
7. 信託業務以外の業務を営む場合は、その業務内容及び方法を記載した書面
8. 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本(またはこれに代わる書面)



9. 取締役又は監査役が欠格事由に該当しないことを、当該取締役又は監査役が誓約する書面
10. 主要株主の氏名または商号もしくは名称、住所または所在地及び議決権の数を記載した書面
11. 主要株主が欠格事由に該当しない者であることを免許申請者が誓約する書面
12. 次に掲げる事項に関する社内規則
  - ・ 信託財産に関する経理
  - ・ 帳簿書類の作成及び閲覧
  - ・ 業務運営
13. 信託業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合は、その業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録の写し
14. 信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況、並びに配置の状況を記載した書面
15. その他審査をするため参考となる事項を記載した書面

(注) 本稿では、金融庁より公表されたガイドライン(案)と同様に、内閣総理大臣の「免許」を必要とする信託会社を「運用型信託会社」とする。また、「信託会社」とする場合は、「運用型信託会社」と「管理型信託会社」をあわせて呼ぶことにする。

3の業務方法書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 引受を行う信託財産の種類・・・次に掲げる区分により記載する
  - (イ) 金銭、(ロ) 有価証券、(ハ) 金銭債権、(ニ) 動産、(ホ) 土地及びその定着物、(ヘ) 地上権
  - (ト) 土地及びその定着物の賃借権、(チ) 担保権、(リ) 知的財産権、(ヌ) 特定持分
  - (ル) 種類を異にする2以上の財産、(フ) その他
- (2) 信託財産の管理または処分の方法
- (3) 信託財産の分別管理の方法
- (4) 信託業務の実施体制
- (5) 信託業務を委託する場合は、信託業務の内容、委託先
- (6) 信託受益権販売業を営む場合には、業務の実施体制
- (7) 信託業務の運営方針
- (8) 信託契約締結の勧誘、信託契約の明確化、信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針

9には、欠格事由に該当しないことを誓約する旨、当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、免許の取消事由に該当すること、及び解任命令の対象となることを認識している旨を記載する。

11には、主要株主が欠格事由に該当しないことを誓約する旨、当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、免許取消事由に該当すること、及び罰則の適用がありうることを認識している旨を記載する。

14には、次の事項を記載する。

- (1) 信託業務に携わった経験を有する者、管理または処分を行う財産管理・処分に携わった経験を有する者の確保の状況(履歴書及び配置予定先も記載する)
- (2) 信託業務に関する知識を有する者、信託業務・信託関係法令に関する知識を有する者の確保の状況(知識を有することを証する書面及び配置予定先も記載する)

15は、具体的に次のものをいう。

- (1) 業務の執行方法を定めた社内規則
- (2) 取組みを予定している信託スキームの概要図
- (3) 信託業務を委託する場合には、委託先の業務遂行能力が確保されていることを明らかにした書面、委託先の業務遂行能力を継続的に確認するための体制明らかにした書面
- (4) その他審査の参考となる書類

## 2. 運用型信託会社の免許申請の審査基準（信託業法5条）

信託会社の免許申請について、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうか審査される。

1. 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、信託業務を適正に遂行するために十分であるか
2. 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しているか
3. 人的構成に照らして、信託業務を適確に遂行する知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有しているか

特に、次の点に配慮して審査が行われる。

- a. 資本の額及び純資産額が1億円以上であるか
- b. 純資産額が収支見込対象期間を通じ1億円を下回らない水準に維持されると見込まれるか
- c. (イ)信託財産の分別管理、(ロ)信託契約締結の勧誘、(ハ)信託契約の内容の明確化、(ニ)信託財産の状況の情報提供、(ホ)信託財産の経理・帳簿書類の作成・閲覧 に関して業務の執行方法が定められ、委託者及び受益者が保護されると見込まれるか
- d. 経営体制、業務運営体制、業務管理体制に照らし、十分な業務遂行能力を備えていると認められるか。例えば、次の状況にある場合をいう
  - (イ)信託業務に関する十分な知識及び経験を有する者が確保されていること
  - (ロ)管理・処分を行う財産に関する十分な知識及び経験を有する者が確保されていること
  - (ハ)経営者が、信託業務を公正かつ的確に遂行する資質を有していること
  - (ニ)信託財産に損害を生じさせ、信託業の信用を失墜させない体制が整備されていること

1の「定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、信託業務を適正に遂行するために十分であるか」どうかは、業務方法書に記載された各項目ごとに審査が行われる。

- (1)引受を行う信託財産の種類
  - 2頁の(イ)～(フ)の区分ごとに記載されているか、など
- (2)信託財産の管理または処分の方法
  - 管理行為、処分行為の内容を信託財産の種類ごとに具体的に列挙しているか
- (3)信託財産の分別管理の方法
  - 信託財産の種類ごとに固有財産や他の信託財産との分別管理の方法が記載されているか、など
- (4)信託業務の実施体制
  - 組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか、など
- (5)信託業務を委託する場合は、信託業務の内容、委託先
  - 委託する信託業務の類型ごとに委託先が記載されているか、など
- (6)信託受益権販売業を営む場合には、業務の実施体制
- (7)信託業務の運営方針
  - 信託業無の運営に当たり、信託関連法を遵守する旨が記載されているか
- (8)信託契約締結の勧誘、信託契約の明確化、信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針
  - 勧誘を行う際には、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ、商品内容について十分な情報提供と説明を行い、契約内容を明確化する旨が記載されているか、など

2の「財産的基礎を有しているか」どうかは、次の点から審査される。

- (1)貸借対照表等を精査し、純資産額が正確に算出されているか
- (2)信託報酬は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、など

3の「人的構成に照らして、信託業務を適確に遂行する知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有しているか」については、業務方法書の記載内容に照らし、次のページに掲げる事項により判断される。

- (1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査
- (イ) 信託財産の分別管理の執行方法  
社内規則に分別管理の執行方法が具体的に定められており、信託財産が固有財産や他の信託財産と明確に区分されているか、など
- (ロ) 信託契約の勧誘・信託契約の内容の明確化の執行方法  
社内規則に、顧客への勧誘などの方法が具体的に定められているか、など
- (ハ) 信託財産の状況に係る情報提供・経理に関する業務の執行方法  
社内規則に、受益者への運用状況の情報提供方法が定められているか、など
- (ニ) 帳簿書類の作成及び閲覧の方法  
社内規則に、帳簿書類等の作成及び閲覧の方法が具体的に記載されているか
- (2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査
- (イ) 経営体制  
営業の本部機能を有する部門に、信託業務に関する知識を有する業務を有する者を吹く数名配置することになっているか（うち少なくとも1名は、信託業務に3年以上携わった経験を有する者であるか）、など
- (ロ) 業務運営体制  
法令等を遵守し、信託商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者適切に研修等を実施できる体制が整備されているか、など
- (ハ) 業務管理体制  
本人確認が適切に行われる体制が整備されているか、委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができるように体制が整備されているか、など

## 管理型信託会社

### 1. 管理型信託業の判断（信託業法2条）

管理型信託会社の登録申請があった場合は、取扱う信託スキームが審査される。そこで、取扱う信託業務が、信託業法第2条に定められる「管理型信託業」の定義に、該当するかが次の点から判断される。

#### 管理型信託業の定義（信託業法2条）

1. 委託者または委託者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により信託財産の管理または処分が行われる信託
2. 信託財産につき、保存行為または財産の性質を変えない範囲内の利用行為もしくは改良行為のみが行われる信託

1

2

3

4

- 1：指図の内容が、受託者の裁量が生じないように特定されているか。
- 2：財産の現状を維持するために必要な行為か。  
例えば、配当、利息の受け取りなど、財産権からの予定された収益を収受する行為や、建物の修繕を行う行為、など。
- 3：財産の通常の用法により収益を得る行為か。また長期にわたり、他の方法による利用ができなくなるなど実質的に財産の処分を行っていることがないか。  
例えば、信託財産の管理や処分により生じた金銭を、普通預貯金により管理する行為や、預貯金を貸付債権に変更する行為、など。
- 4：財産の価値を増加させる行為か。また、財産の内容を実質的に変更するものとなっていないか  
例えば、無利息債権を利息債権に変更する行為、など。ただし、預金を株式に変更する行為や農地を宅地に変える行為を行ってはならない。

## 2 . 管理型信託業の登録申請書類 ( 信託業法 7 条 )

信託会社の登録を受ける場合は、申請書 ( 様式は施行規則別紙様式第 2 号 )、添付書類 ( 次の 1 ~ 14 )、その写し ( 1 通 ) を、管轄する財務局長を経由して内閣総理大臣に提出する。

1. 定款
2. 会社登記簿の謄本
3. 業務方法書
4. 貸借対照表
6. 純資産額及びその算出根拠を記載した書面
8. 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本 ( またはこれに代わる書面 )
9. 取締役又は監査役が欠格事由に該当しないことを、当該取締役又は監査役が誓約する書面
10. 主要株主の氏名または商号もしくは名称、住所または所在地及び議決権の数を記載した書面
11. 主要株主が欠格事由に該当しない者であることを免許申請者が誓約する書面
12. 次に掲げる事項に関する社内規則
  - ・ 信託財産に関する経理
  - ・ 帳簿書類の作成及び閲覧
  - ・ 業務運営
13. 営もうとする信託業務が管理型信託業に該当することを証する書面
14. 申請者が人的構成に照らして管理型信託業を的確に遂行することができる知識及び経験を有することを証する書面

3 の業務方法書には、運用型信託会社が免許を申請する際に提出する業務方法書の記載内容 ( 1 頁 ~ 2 頁を参照 ) と同じ内容のものを記載する。

前頁の提出書類の 9 と 11 の記載事項についても、運用型信託会社と同様とする。

13 の「営もうとする信託業が管理型信託業に該当することを証する書面」とは、具体的には、取り組みを予定している信託スキームの概要図をもとに管理型信託業に該当することを証明する書面のほか、管理型信託業に該当することを確認するため参考となる書面を添付したものである。

## 3 . 管理型信託会社の登録申請の審査基準 ( 信託業法 10 条 )

管理型信託業を営もうとする者が、次のいずれかに該当するときは、登録が拒否される。

1. 欠格事由に該当する
2. 資本の額が受託者または受益者の保護のため必要かつ適当なものとして 5,000 万円に満たない
3. 純資産額が 5,000 万円に満たない
4. 定款または業務方法書の規定が法令に適合せず、管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものでない
5. 人的構成に照らして、管理型信託業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない

上記のうち 4 の「定款及び業務方法書の規定が法令に適合するか」は、次の点から判断される。

### (1) 信託財産の管理または処分の方法

信託契約に基づき受託者として行う管理行為、処分行為の内容を、信託財産の種類ごとに具体的に列挙しているか。記載されている行為が管理型信託業に該当するものとなっているか。

### (2) 信託業務の実施体制

組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか、など

5の「人的構成に照らした業務遂行能力を有するか」については、業務方法書等の記載内容に照らし、例えば、次の役員・使用人の確保の状況により判断される。

- (1) 営業の本部機能を有する部門に、信託業務に関する知識を有する者を複数名配置することになっているか。うち少なくとも1名は、信託業務に3年以上携わった経験を有する者であるか。
- (2) 法令順守の管理部門に、信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者を配置することになっているか。

	運用型信託会社	管理型信託会社
許認可	免許	登録
組織	株式会社	株式会社
最低資本金	1億円	5,000万円
営業保証金	2,500万円	1,000万円
登録更新手数料		67,500円 (3年毎の更新)

## 信託会社の監督規定

### 1. 取締役の兼業の制限（信託業法16条）

信託業法16条では、取締役の兼業を次のように規制している。

信託会社の常務に従事する取締役は、他の会社の常務に従事し、または、事業を営んだりする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない

1

2

3

4

- 1：取締役の出席回数や拘束時間の多少にかかわらず、会社の実務に携わるものを言う。
- 2：商法上の会社か否かを問わず、全ての会社を言う。ただし、公益法人や組合などは含まない。
- 3：他の会社の取締役に限らず、他の会社の実務に携わる場合を言う。
- 4：自己の名で事業を営むこと、経営の主体となる、または実務に携わっていることを含む。

信託会社の常務に従事する取締役が兼業を行うための承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書、次の1~5の添付書類、及びその写し（1通）を、信託会社を經由して、金融庁長官に提出する。

1. 理由書
2. 申請に関する信託会社の同意書
3. 信託会社での職務内容及び職務に従事する様態を記載した書面
4. 他の会社の常務に従事する場合には…
  - (イ)他の会社での職務内容及び職務に従事する様態を記載した書面
  - (ロ)信託会社と当該他の会社との取引関係を記載した書面
  - (ハ)他の会社の定款、最終の営業報告書、最近の財産・損益の状況を記載した書面
5. 事業を営む場合には…信託会社と当該事業を営む取締役との取引関係を記載した書面

の申請書には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名及び信託会社における役職名
- (2) 他の会社の常務に従事する場合は次の事項
  - (イ) 兼職先の商号
  - (ロ) 兼職先における役職名及び代表権の有無
  - (ハ) 就任年月日及び任期
- (3) 事業を営む場合には、その事業の内容及び事業所の名称
- (4) 信託業務の実施体制
- (5) 信託業務を委託する場合は、信託業務の内容、委託先
- (6) 信託受益権販売業を営む場合には、業務の実施体制
- (7) 信託業務の運営方針
- (8) 信託契約締結の勧誘、信託契約の明確化、信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針

添付書類のうち、3の「営む業務の内容及び方法を記載した書類」には、営もうとする兼業業務の内容及び方法が具体的に記載されている必要がある。兼業業務が信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼす恐れがないことが明確になるように、業務執行体制、内部管理体制の整備状況が記載されなければならない。

## 2. 信託会社の兼業制限（信託業法 21 条）

信託業法 21 条では、信託会社が営むことのできる業務の範囲が次のように規定されている。

1. 信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業務を営むことができる。
2. 信託会社は、1 の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であって、当該信託業務に関連するものを営むことができる。
3. 信託会社は、2 の承認を受けようとするときは、営む業務の内容及び方法並びに当該業務を営む理由を記載した書類を添付して、申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3の「業務の内容及び方法を記載した書類」には、次の事項が明確になるように記載する。

- (1) 兼業業務が信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼす恐れがないこと
- (2) 兼業業務が信託業務に関連するものであること

兼業を営むための承認を受けるための申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうか審査される。

- (1) 兼業業務が次に掲げるとことにより営むことが見込まれ、信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと
  - (イ) 人員配置その他の兼業業務の執行体制の状況に照らして、兼業業務が信託業務に付随するものとなっていること
  - (ロ) 兼業業務を行う部門と信託業務を行う部門が明確に分離されていること
  - (ハ) 兼業業務を的確に遂行するための体制が整備されていること
  - (ニ) 兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されていること
  - (ホ) 兼業業務の運営に関する内部監査及び内部検査の体制が整備されていること
- (2) 信託業務を的確に遂行するために必要とされる知識及び経験と、兼業業務を的確に遂行するために必要とされる知識及び経験の共通性、その他の業務の内容及び方法を勘案して、兼業業務が信託業務にかんれんするものであると認められること。